

公共事業見直しを財政再建の柱とするものの

2005年度予算が修正可決

依然「不要不急」の大型事業予算を計上

市民の暮らしを予算の主役に

一層の大型事業見直しを求める市民の声を大きくしましょう

中森辰一議員の討論(要旨)

本会議 3月25日

一般会計予算

修正された部分に反対

それ以外の部分に意見付して賛成

見直しするも依然ムダな大型事業継続
市民生活直撃する深刻な福祉の後退も

他都市と比べ、大型事業見直しを財政再建の柱に据えた点は大いに評価しますが、わずか7分の効果しかなく採算性もない高速5号線をはじめ、不要不急の大型事業が新年度予算に含まれています。

その一方で、市民生活に深刻な影響を及ぼす負担増や社会保障制度の後退が見られます。国の悪政が少子化、高齢化、失業と不況をつくり出し、国民所得は年々低下。民生費の自然増さえ抑制され、市民負担が増加の一途をたどる中、行政改革と称して毎年社会保障施策が縮小・廃止されています。

憲法が保障する福祉水準を目指した施策にこそ優先的に予算を

憲法は、すべての国民が人間らしく生きることと保障していますが、介護保険や国保、生活保護制度はその水準とは程遠い状況です。保険料や利用料等の負担が重くのしかかり、安心して介護や医療を受けられません。生活保護にいたっては、保護を必要とする人の2割程度しか保護できていません。

広島市の大きな予算は、大型事業のためではなく、憲法の保障する水準を目指した制度改善にこそ優先的に使われるべきです。

新たな市民ニーズに対応して
置き去りにされる市民がでは本末転倒

「新たな市民ニーズ」への対応も必要ですが、その一方で、「選択と集中」の名のもとに既存施策が縮小・廃止され、置き去りとなる市民がでることがあつてはなりません。

貧富の格差が避けられない資本主義社会であるからこそ、人間らしい暮らしを保障し、その水準を高めることが政治の責任だと考えます。

願いに応える原爆特養・総合リハ建設
すべての分野で市民の目線できりくみを

第三原爆特養や総合リハビリセンターの建設、市立養護学校の建て替えなど、長年の市民の願いに応える新たな施策は喜ばしいことですが、市民生活第一の市政を実現するためにも、大型事業の一層の見直しを期待します。

立地企業への優遇策の対象に大型店を含めるのは、商店街振興策と整合性がなく問題です。急増する大型店により、地域のコミュニティの核となってきた商店街が寂れ、大きな社会問題になっています。高齢化が進む中で商店街の役割はますます大きくなっており、にぎわいを理由にした大型店誘致政策は誤りです。

学校選択制については、中学校区の弾力化で重大な矛盾が明らかになっているにもかかわらず、その検証もされないうちに小学校への導入に向けた予算が計上されています。むしろ中学校区の弾力化を中止する方向も選択肢として検討するべきです。



可決された「修正」について 日本共産党市議団の態度

介護保険料引き上げについては裏面をご覧ください

- 介護保険料引き上げ額を基準月額でを899円(原案は983円)とする ⇒ 反対
- 平和記念資料館入館料を現行通り有料とする ⇒ 反対
- 折鶴のアストラムライン長楽寺車両基地での長期保存・展示はしない ⇒ 反対
- 「平和のタペ」コンサートの予算を削除する ⇒ 反対
- 消費生活センターの移転をとりやめる ⇒ 賛成
- 家庭ごみの指定袋制PR事業予算を削除する ⇒ 賛成
- 事業所ごみの有料指定袋制導入と処理手数料の引き上げ幅を縮小する ⇒ 賛成

一般会計からの繰り入れ(=保険料据え置き)は違法じゃない!

被爆者援護法による国の責任 「市民転嫁」こそ違法

介護保険料修正案(基準月額で899円引き上げ)に対する中森議員の反対討論 《本会議 3月25日》

修正案も大幅負担増に変わりない

1号被保険者(65歳以上)の保険料は、基準月額で983円引き上げる市の原案を84円引き上げを抑える修正がされたとはいえ、高齢者世帯にとっては小泉内閣の増税政策による負担増に、さらに年間1万円以上の負担が上乘せされる大幅引き上げに変わりありません。

しかも、修正案は引き下げの財源を示さないうまま、「根拠のない10億円の給付削減」を押し付けるものであり、適正なサービスさえも抑制されかねません。

引き上げの原因 “国の責任転嫁”

保険料大幅引き上げの最大の原因は、「被爆者に対して国が必要な財政措置を講じてこなかったところにある」——このことが審議の中で明らかにされました。

市の報告によると、給付額の計画超過分は01年度10億円、02年度21億円。一方、国が措置すべき給付対象額は01年度30億円、02年度40億円。国がきちんと財政措置していれば、2年前の保険料引き上げも必要ありませんでした。

今回の引き上げは、被爆者援護法が定める国の責任を、保険料大幅引き上げというカタチで再度市民に転嫁するものです。

さらに、「国は、…地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」(地方財政法第二条2)との法律と照らしても国の責任転嫁は違法です。

一般会計つかって「据え置き」できる

介護保険法には市町村の負担率(給付の8分の1)を超えた一般会計からの繰り入れを禁止する条文はなく、貸付を禁止する条文もありません。

地方自治体は、法に定めがないことについては積極的に解釈し、市民生活の安定をはかる施策を行うべきです。市当局は、かたくなに一般会計による保険料、利用料軽減はできないと言いますが、他の自治体でいくつもおこなっている例があります。

さしあたって、必要額を一般会計から貸し付けるなどして保険料は据え置き、政府に財政措置を強力に要請し、その結果をうけて保険料を検討すべきです。

負担増やすことなく必要な介護を

政府は介護保険制度導入にあたり、企業がサービス供給の担い手として参入しやすいようにしました。その結果、介護サービスという新たな巨大市場に企業が大量参入。利益追求のために不適正サービスが引き起こされることは、当初から予測されていたことです。

いま、公共分野の業務を民間に丸投げする動きが強まっていますが、介護保険のこうした事態は、無原則な民営化がなにもたらさずか先取りするものです。

介護保険制度に求められている最大の課題は、市民の過重な負担を伴うことなく必要な介護を保障し、人間らしい生活を確保していくことだと考えます。

議案に対する日本共産党市議団の態度 (下記をのぞく88議案に賛成)

意見付して賛成	<ul style="list-style-type: none"> ●西風新都特別会計 (見直されていることを評価し、民間開発に先行して施設整備が行なわれることのないよう求める) ●有料道路事業特別会計 (すでに償還が終了直前であり、道路の有効活用のため早急に一般道路化しよう求める) ●国民健康保険条例一部改正 (配偶者特別控除廃止に伴う保険料増加への激変緩和措置。1年限りとせず継続を) ●広島市病院事業の設置条例等の一部改正 (努力してもなお生じる赤字部分は、評価をした上で一般会計で吸収すべき) ●湯来町との合併に伴う一般会計補正予算 (埋立の候補地の調査費が含まれている。住民の声を慎重に聞くべき)
反対	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険料引き上げにかかわる会計予算・条例一部改正 (上述の理由で反対) ●国民健康保険事業特別会計 (この4月から申請減免制度を改悪し、約1,500世帯の現減免世帯を切り捨てようとしている) ●競輪事業特別会計 (財源対策の特例とされた公営ギャンブルは意義を失っている。雇用対策にとりくみ、廃止すべき) ●開発事業特別会計 (不要不急の大型開発事業推進の役割を果たしている本会計は解消し、すべて一般会計に戻すべき) ●体育館や公民館など各施設の条例一部改正 (いずれも使用料を値上げしようとするものだが、値上げの根拠はない) ●消費生活センター条例の一部改正 (機能強化を理由にした移転だが、世論の理解は得られていない) ●敬老金条例の一部改正 (長寿の節目でのお祝金の削減。わずかな経費をさらに切り縮めるのは感心しない) ●健康づくりセンター条例の一部改正 (検診料の値上げは、早期発見のための検診の利用を抑制し、施策に逆行する) ●看護専門学校・広島市立大学条例の一部改正 (いずれも授業料などの値上げ案。理念のない値上げには賛成できない) ●広島高速道路公社定款の変更同意 (高速道路建設事業の事業費を増やすもので、ムダな高速5号線を進めるもの) ●湯来地区まちづくり審議会条例 (合併による失職議員を横滑りで指名し、定額報酬を支払うのは問題。会議出席ごとに支払うべき)